

令和7年度 第1回 福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議

日 時：令和7年9月1日（月）14時00分～
場 所：エルガーラホール7階 第2会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議の設置について

- ・委員紹介
- ・会議に関する設置要綱等
- ・委員長及び副委員長の選任

（2）生活交通に関する取組み状況について

（3）不便地対策における地域募集の結果等について

3. 閉 会

会議資料

- 資料1 福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議 委員名簿
- 資料2 福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議設置要綱
- 資料3 福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議における議事等の取扱いについて
- 資料4 説明資料（生活交通に関する取組み状況について）

福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議 委員名簿

	氏 名	役 職 名	備 考
委員	辰巳 浩	福岡大学 工学部長	
委員	稲永 健太郎	九州産業大学 理工学部 情報科学科 教授	
委員	藤田 和子	公認会計士・税理士	
委員	小林 由希子	市民局 コミュニティ推進部長	
委員	松岡 淳	住宅都市みどり局 都市計画部長	

(令和7年9月1日現在)

福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号）に基づく施策として、持続可能な生活交通確保に向けた取組みを実施するにあたり、公共交通不便地等における実証運行等の取組みの方向性、生活交通確保に係る取組みについて、広く専門的かつ客観的な視点から意見を聴くため、福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 会議は専門的な知識又は経験を有する者、その他市長が必要と認める者から市長が委嘱した委員5名で組織する。

(会議の目的)

第3条 会議では、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 公共交通不便地等における実証運行等の取組みの方向性に関する事項。
- (2) 生活交通確保に係る取組みに関する事項。
- (3) その他生活交通確保における事業の推進に関して必要な事項。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会議)

第5条 市長は、委員の意見聴取を行うため、会議を開催することができる。

2 会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議事の内容が、福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当する場合は非公開とすることがある。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議では、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。

2 委員長は会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第8条 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

2 市長は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、新たに委員を選任することができる。

3 前項による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議 における議事等の取扱いについて

福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議設置要綱第10条に基づき、本会議における議事等の取扱いについて下記のとおり定める。

(1) 会議開催等の事前公表

会議の名称、開催の日時及び場所、議題、会議の公開又は非公開をあらかじめ公表する。
(福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第7条)

(2) 会議に関する要綱と委員名簿の公表

第1回アドバイザー会議後、要綱と委員名簿を福岡市ホームページにおいて公表する。

(3) 議事録・会議資料の取扱い

- ・原則公表とするが、非公開情報に該当する際は、非公表とする。
(福岡市情報公開条例第36条第2項。以下「公開条例」という。)
- ・なお、会議の議事録は、公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

令和7年度 第1回 福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議

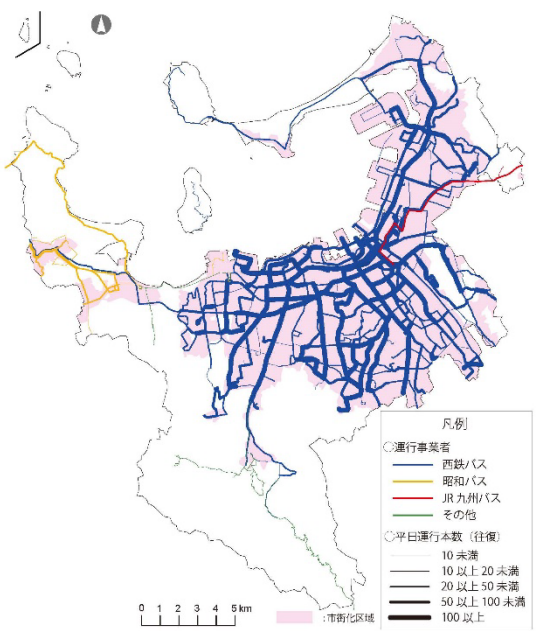
生活交通に関する取組み状況について

生活交通の確保について

生活交通の確保に向けた取り組み

- 郊外部の人口減少やバス利用者数の減少に加え、近年の運転手不足など、公共交通を取り巻く環境は厳しくなっており、バス路線の維持が課題となっている。
- また、高齢化が進展し、生活圏での移動ニーズが高まる中、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が重要となっている。

市内バス路線の運行本数（R6.11時点）



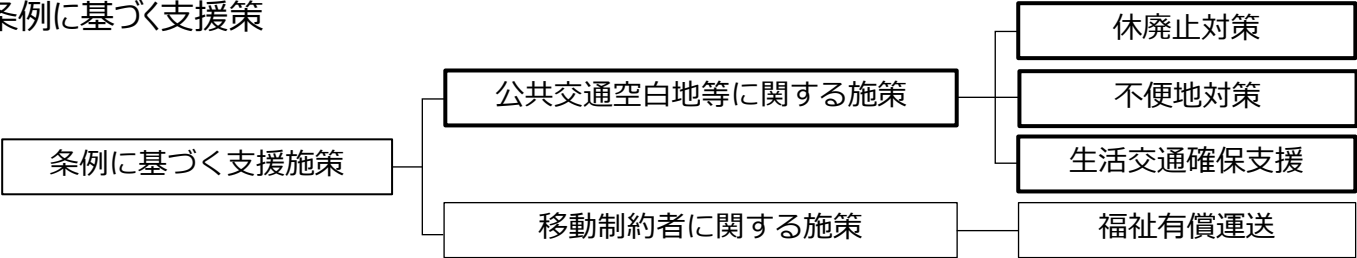
参考：市内のバス交通の現状

市内においては、西鉄バス、昭和バス、J R九州バス等が路線バスを運行しており、幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている。

生活交通条例に基づく施策

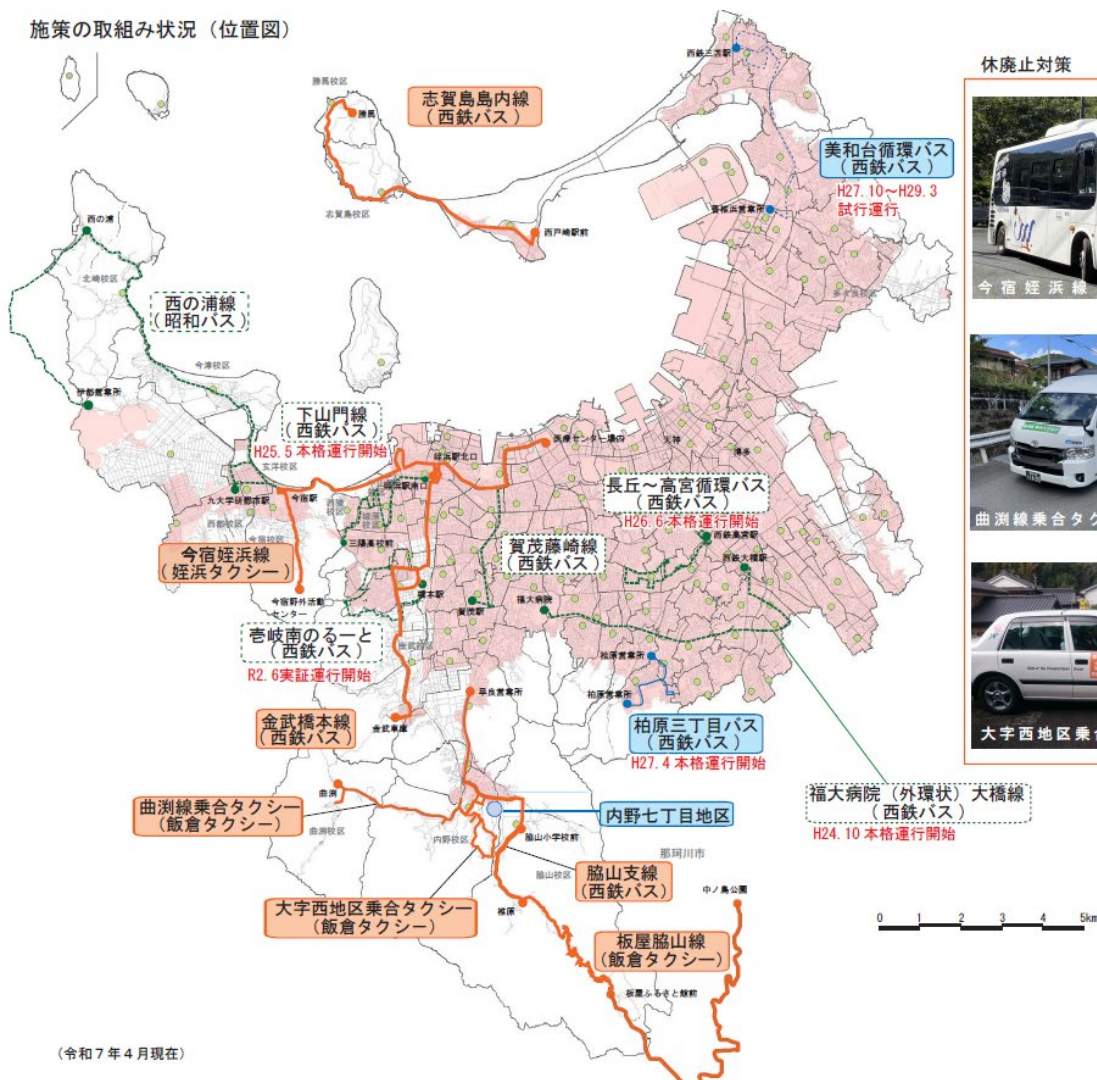
- 「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づき、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、地域、交通事業者と共働で、生活交通の確保に取り組んでいる。

生活交通条例に基づく支援策



<参考> 条例に基づく施策の取組み状況

施策の取組み状況（位置図）



（令和7年4月現在）

休廃止対策



生活交通確保支援



公共交通空白地等に関する施策

（1）休廃止対策

バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う。

（2）不便地対策

バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域などにおいて、地域の取組みに対し、検討経費や交通事業者が実施する実証運行などの経費に補助を行う。

（3）生活交通確保支援

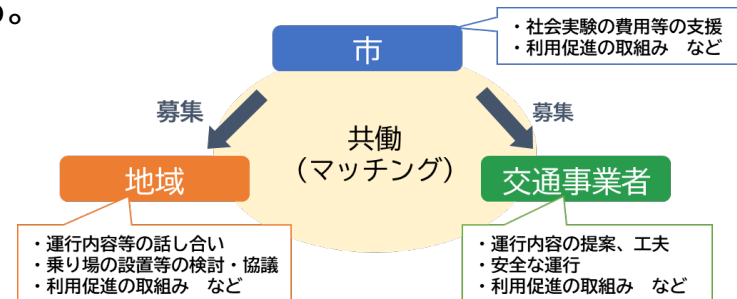
休廃止対策や不便地対策の対象地以外において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対し、地域と事業者間の調整などの活動支援を行う。

オンデマンド交通社会実験について

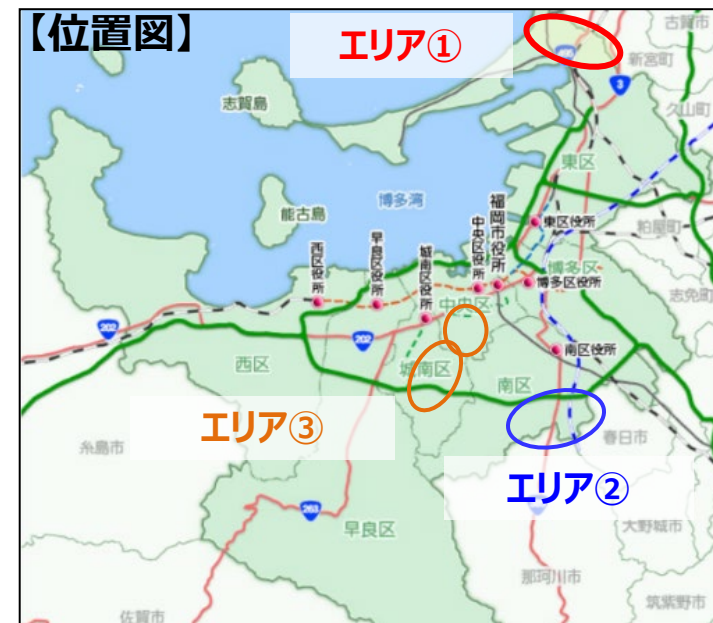
オンデマンド交通社会実験の概要

- 高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域における買い物や通院などの生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要があり、取組みの一つとして、令和4年度より、オンデマンド交通を活用した社会実験を実施している。

- 市と共働で運行内容の検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集のうえ決定、市内3エリアで社会実験に取り組んでいる。



- 各エリアにおいて、地域・交通事業者・市による運行協議会を設置し、運行内容や利用促進等の協議・検討に取り組んでおり、令和4年11月（エリア①東区）から、順次、運行を開始しており、三者共働で、取組みを進めている。



運行概要

参考：運行概要

	エリア①東区 美和台・和白東・三苫校区	エリア②南区 老司・鶴田・弥永西・ 弥永・臼佐校区	エリア③中央区・城南区 赤坂・草ヶ江・小笹・ 長尾・片江・金山・七隈校区
運行内容	広域運行		曜日別運行
実施体制	(株)アイシン （企画・システム構築等） 第一交通産業(株) （運行マネージメント） (株)第一交通 （運行、車両管理）	(株)アイシン （企画・システム構築等） 第一交通産業(株) （運行マネージメント） 福岡第一交通(株) （運行、車両管理）	
システム名	チョイソコ		
運行日	平日（月～金） （土日祝・年末年始は運休）		平日 及び 土曜日 ※各 3 曜日 （日祝・年末年始は運休）
運行時間帯	8：00－18：00（ドライバー休憩 1時間含む）		
運賃設定	300円/ 1 乗車・人（障がい者、障がい者の介護者（1名）、小学生は半額） ※エリア②南区：井尻駅・博多南駅付近は400円/ 1 乗車・人（障がい者、障がい者の介護者（1名）、小学生は半額）		
使用車両	ユニバーサルデザインタクシー車両（乗客定員 4 人） 1 台		
運行期間	R4.11.24 ～ R8.3.31	R5.1.31 ～ R8.3.31	R5.6.28 ～ R8.3.31

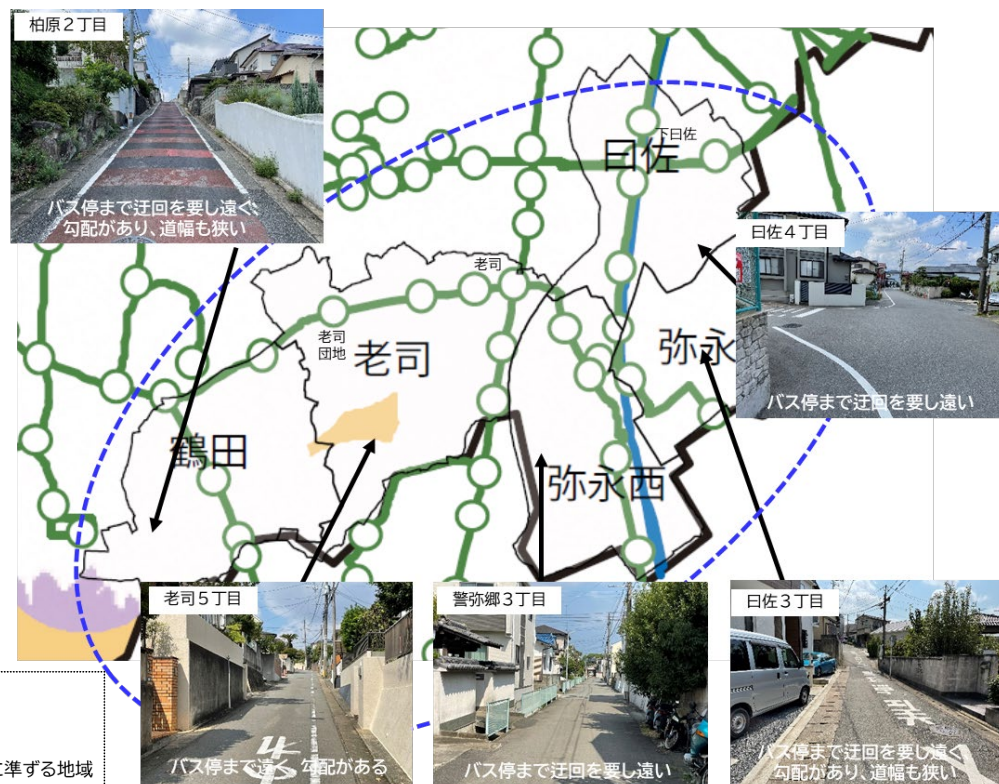
参考：運行地区の概要

	エリア①東区 美和台・和白東・三苦
校区人口(R6.9末)	37,533人
高齢化率(R6.9末)	26.4%
校区面積	約6.4 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離 及び高低差あり、鉄道あり
運行内容	広域運行



- 【凡 例】
- 公共交通空白地
 - 公共交通不便地
 - 公共交通不便地に準ずる地域
(高低差)
 - 駅
 - バス停

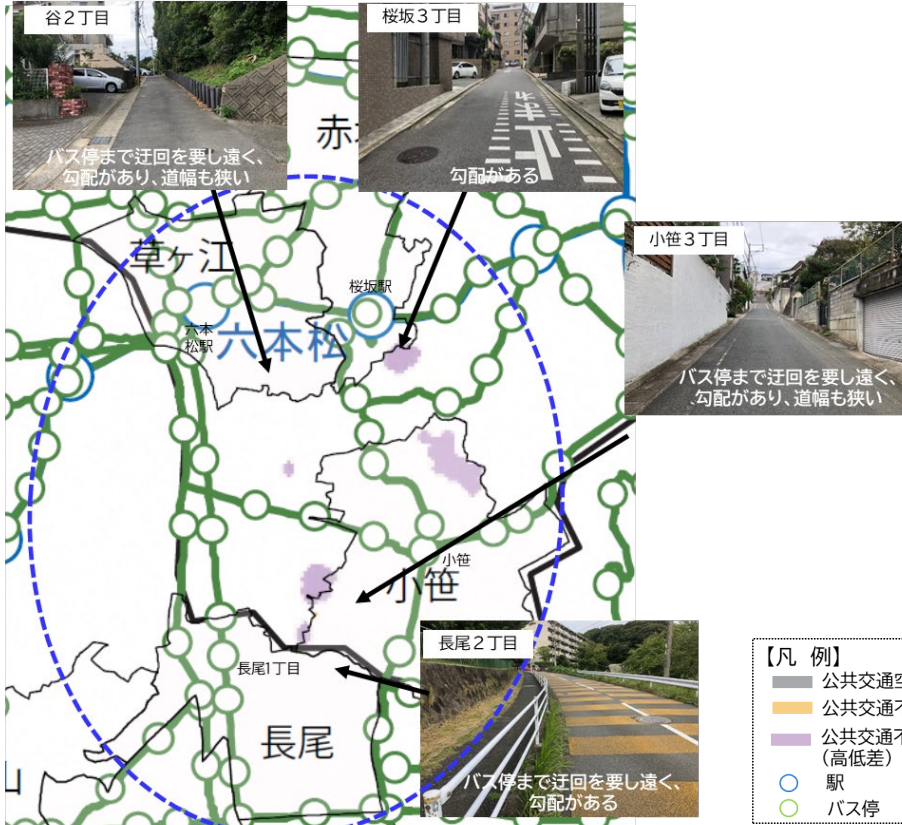
	エリア②南区 老司・鶴田・弥永・弥永西・臼佐
校区人口(R6.9末)	37,649人
高齢化率(R6.9末)	28.6%
校区面積	約4.6 km ²
地域の状況	一部地域でバス停までの距離あり、 鉄道はなく路線バスが中心
運行内容	広域運行



<参考> 運行地区の概要

参考：運行地区の概要

	エリア③中央区・城南区 区域A 赤坂・草ヶ江・小笹・長尾
校区人口(R6.9末)	56,426人
高齢化率(R6.9末)	22.8%
校区面積	約4.7 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び 高低差あり、鉄道・路線バスあり
運行内容	曜日別運行



	エリア③中央区・城南区 区域B 片江・金山・七隈
校区人口(R6.9末)	33,536人
高齢化率(R6.9末)	26.0%
校区面積	約5.7 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び 高低差あり、鉄道・路線バスあり
運行内容	曜日別運行

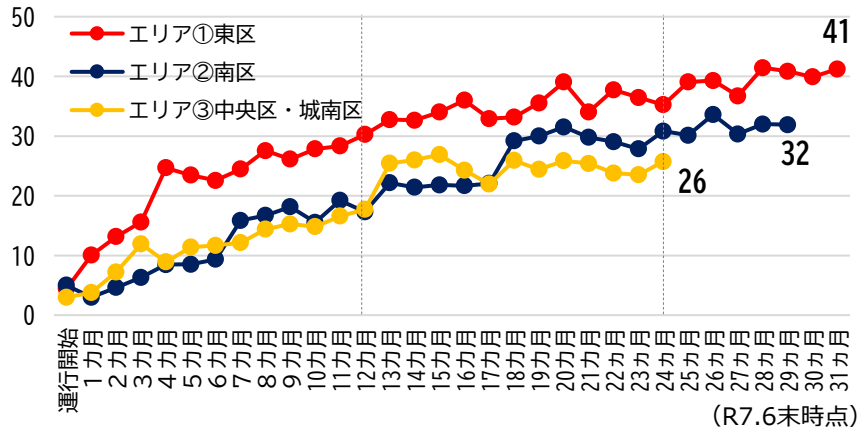


取組み状況

【参考】取組み状況

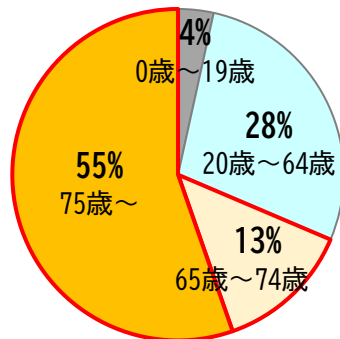
利用状況（人/日）

利用者は徐々に増加



利用経験者の年齢層

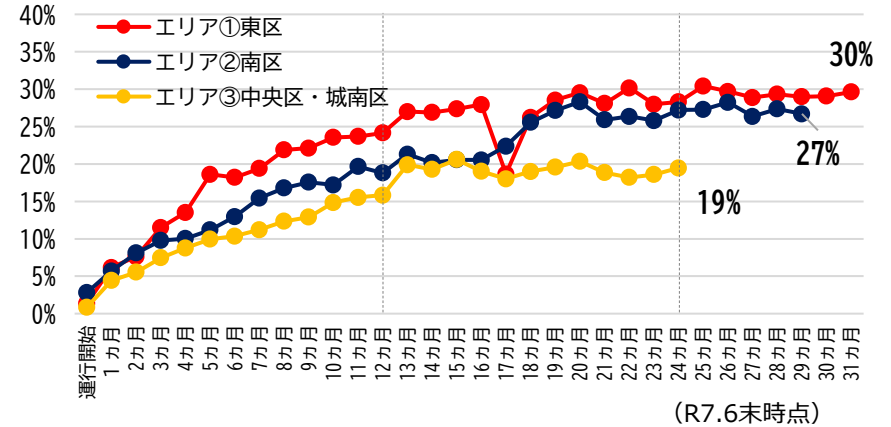
利用の約7割が65歳以上
(75歳以上の方が半数以上)



(R7.6末時点)

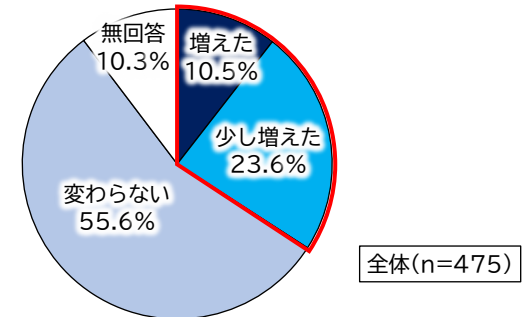
収支率（%）

収支率は徐々に増加（改善）



外出機会の変化

外出機会が増えたと回答した方が約3割



(R6 アンケート調査（3エリア計）)

<社会実験の成果など>

- オンデマンド交通社会実験においては、停留所を生活関連施設やバス運行が難しい住宅地にも設置し、利用目的も通院や買い物が多いなど、高齢者を中心に日常的な交通手段の一つとなるとともに、公共交通不便地等も改善
- 面的な需要を効率的に運行し、複数校区・5km²程度（1台）の広さが効果的であることを確認
- 利用者や収支率などは徐々に増加するものの、一定の期間を要し、
持続可能な生活交通とするには、地域や交通事業者、市が役割分担のもと、
それぞれが主体性を持って、共働して取り組むことが重要であり、
その上で収支率2割程度を確保

公共交通不便地等への支援強化について

公共交通不便地等への支援強化

○ 高齢化の進展、生活圏の移動ニーズの高まりなど、郊外部をはじめ公共交通が不便な地域における生活交通の確保が重要となっており、社会実験での成果等も踏まえ、**令和7年6月に公共交通不便地等における取組みへの支援（不便地対策）を拡充**するなど、**取組みを強化**。

不便地対策

【令和7年6月 公共交通不便地対策補助金交付要綱 改正】

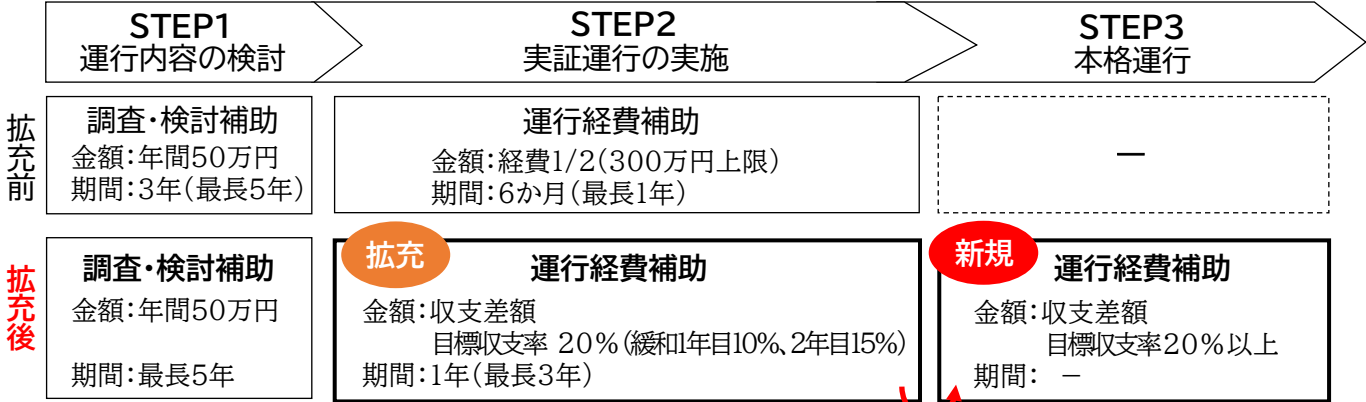
①支援の対象地域

- **公共交通不便地等**（公共交通不便地、公共交通不便地に準ずる地域 等）**を含む地域**

②支援の内容

- **公共交通不便地等を含む地域**において、地域の取組みに対する検討経費や、交通事業者が実施する**実証運行への補助を拡充**するとともに、**本格運行への補助を新たに導入**する
 - ・ 社会実験の実績等を踏まえ、**目標収支率を2割**（運行経費の8割を補助）に設定する
※**実証運行1～2年目**は、**目標収支率の緩和措置**を適用可能（1年目10%、2年目15%）
 - ・ 本格運行移行後も、収支率の向上が図られるよう、**インセンティブ制度を導入**
 - ・ オンデマンド交通に限らず、地域の実情に応じた持続可能な生活交通を確保

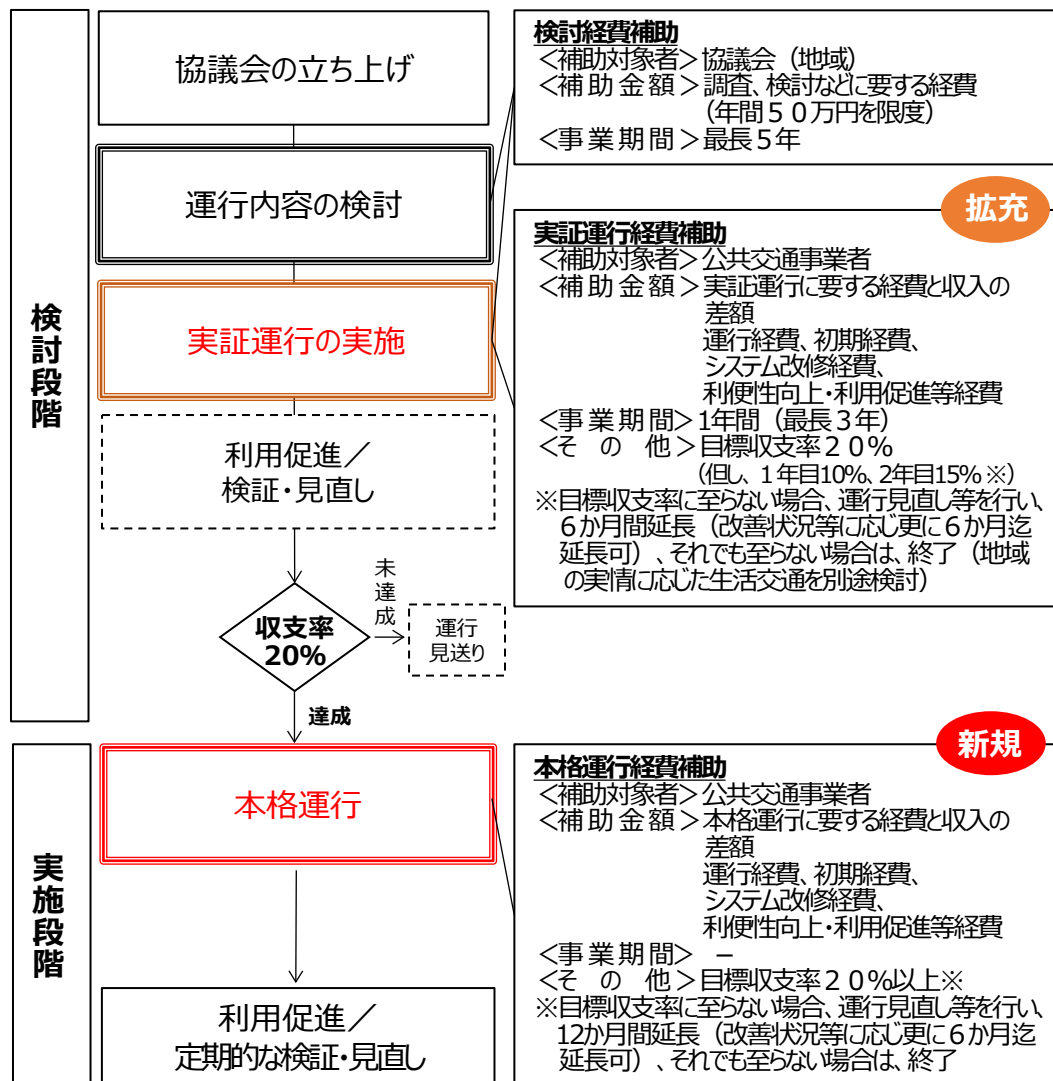
〈支援の概要〉



目標収支率2割を達成 ⇒ 本格運行へ移行

※収支率 = 収入 ÷ 運行経費（初期経費、利便性向上・利用促進等経費等除く）

<参考：支援の流れ>



<参考：福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱の改正概要>

1. 主な改正点

(1) 補助金交付要綱の名称変更（名称）

名称を分かりやすく変更

（旧：福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱）

(2) 支援対象地域の拡充（第2条）

「公共交通不便地等を含む」地域と支援対象地域を拡充

(3) 公共交通不便地に準ずる地域の明確化（第3条）

公共交通不便地に準ずる地域（2）の距離（道のり500m）及び勾配（8%）の要件を明確化

(4) 補助対象事業の新設（第4条）

本格運行への補助を新設

(5) 補助要件の追加（第5条）

運行の補助要件として運行協議会を設け取り組むことを追加

(6) 実証運行及び本格運行に係る補助の拡充・追加

実証運行 補助金の額を収支差額とし、期間を最長3年に拡充
目標収支率を2割に設定、
1～2年目を緩和（1年目10%、2年目15%）

本格運行 補助金の額を収支差額とし、収支率2割以上で支援
収支率向上が図られるよう、インセンティブ制度を導入

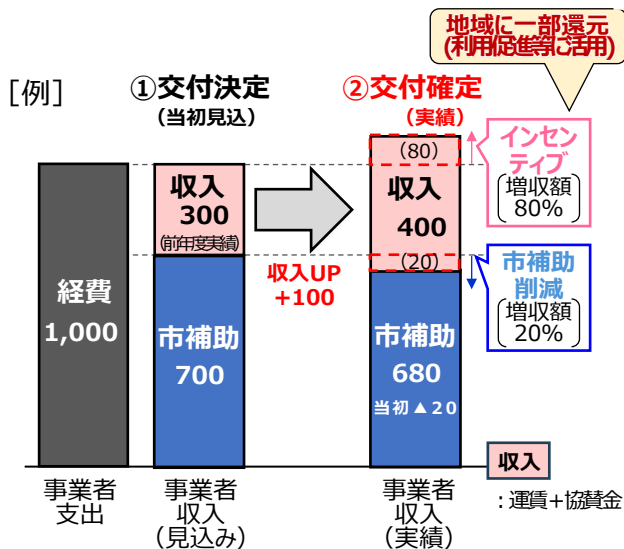
共通 運行台数は1台を基本、オンデマンド交通は複数校区・
概ね5km（それ以上は1～2台）を目安

2. 改正日

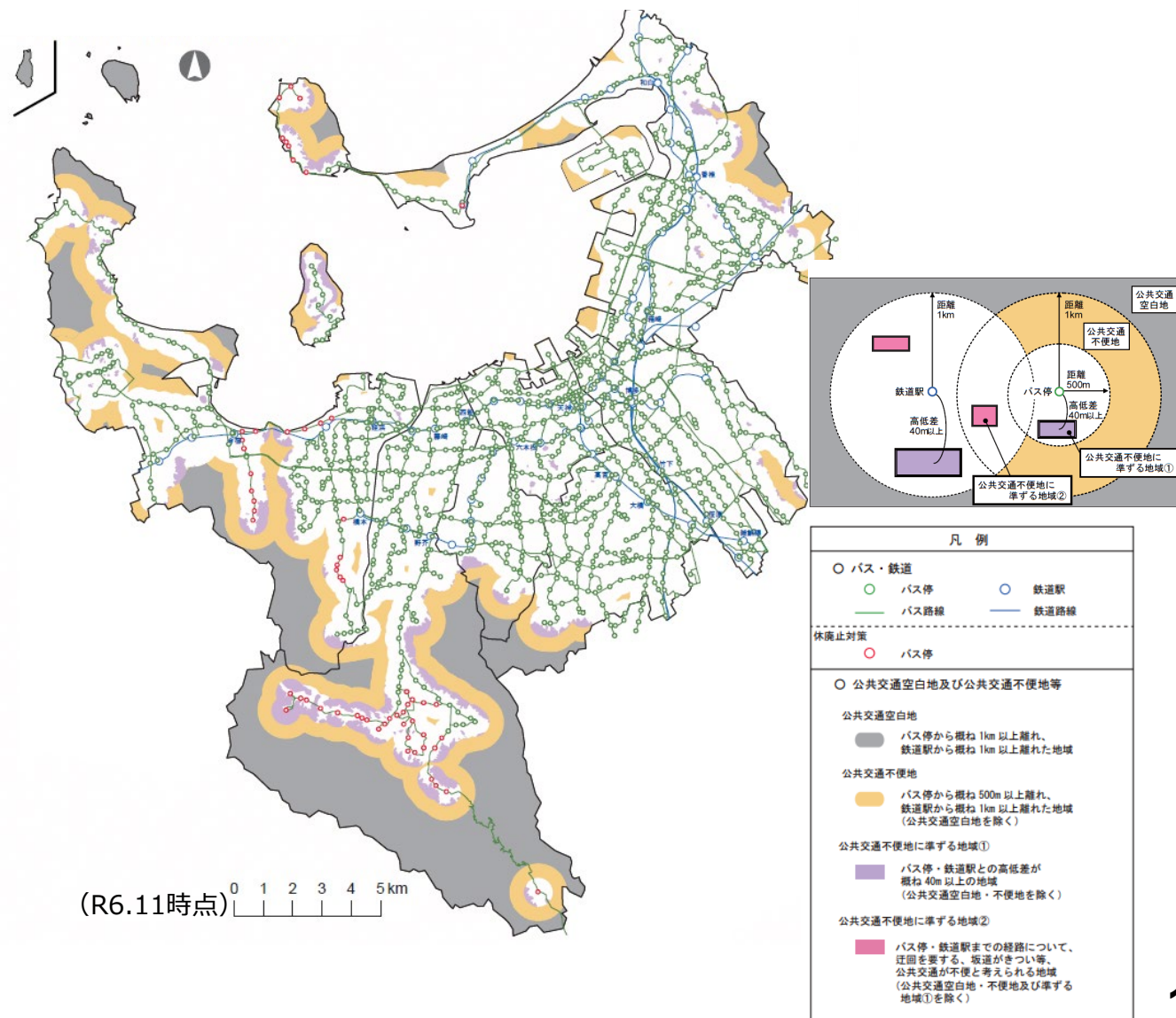
令和7年6月20日

<参考> 公共交通不便地等への支援強化

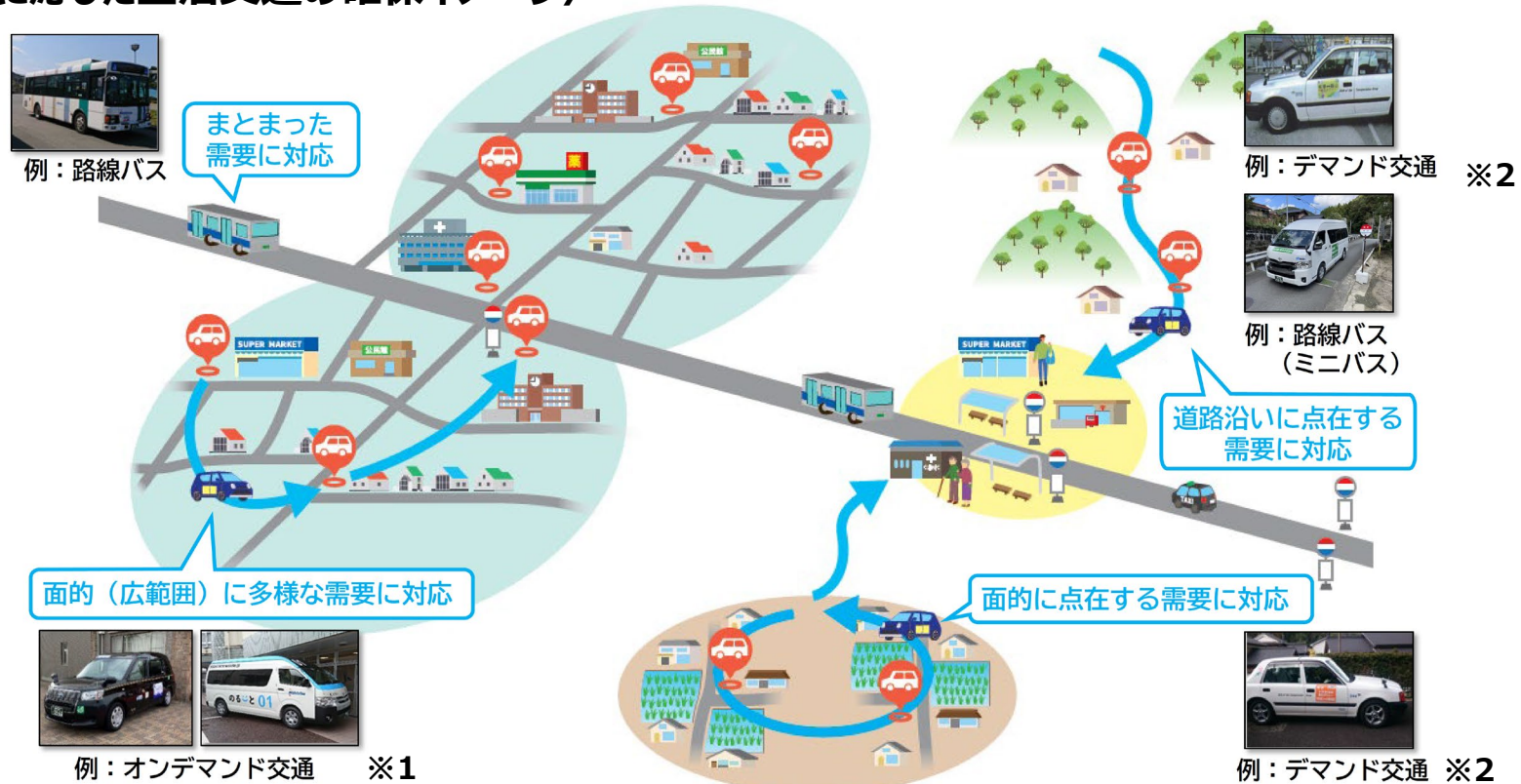
<参考：インセンティブ制度>



<参考：公共交通空白地等の分布図>



<地域の実情に応じた生活交通の確保イメージ>



※1 オンデマンド交通

<参考資料1>

一定の運行区域で予約のある都度運行するもの

(例：エリア①東区・オンデマンド交通社会実験)

運行車両：小型タクシー車両 1台

運行区域：約5.8 km²

運行時間：8時～18時

運行本数：予約の都度運行（4便／時間程度）

その他：運行システムを用いるため複雑な運行可能

複数校区で連携

※2 デマンド交通

<参考資料2>

路線や一定の運行区域で時刻を定め予約に応じて運行するもの

(例：早良区西地区・休廃止対策)

運行車両：小型タクシー車両 1台

運行区域：概ね2 km²

運行時間：8時～17時（運行時刻を定める）

運行本数：8便（4往復）

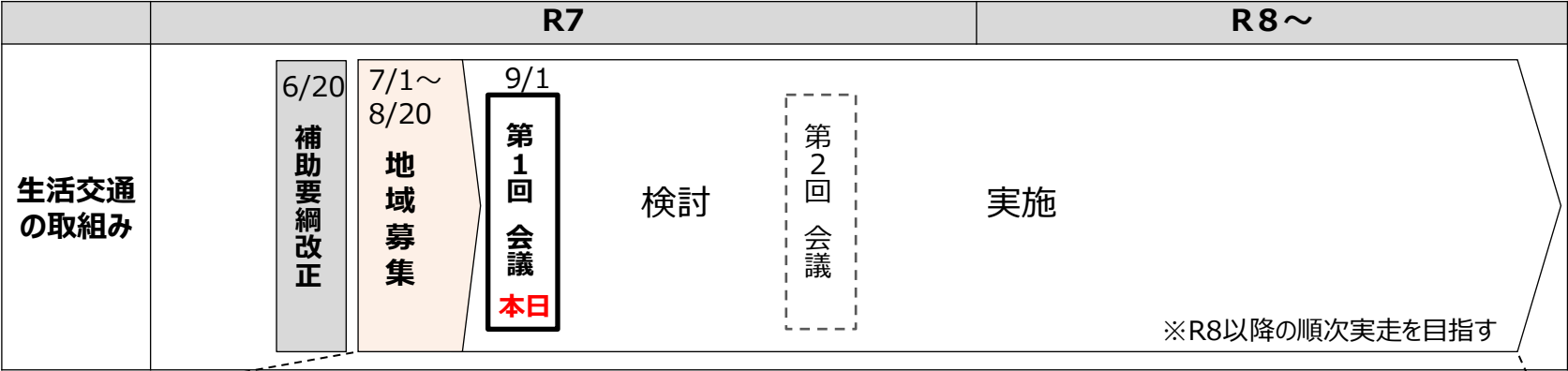
その他：運行システムを用いないため比較的簡易な運行

単独校区

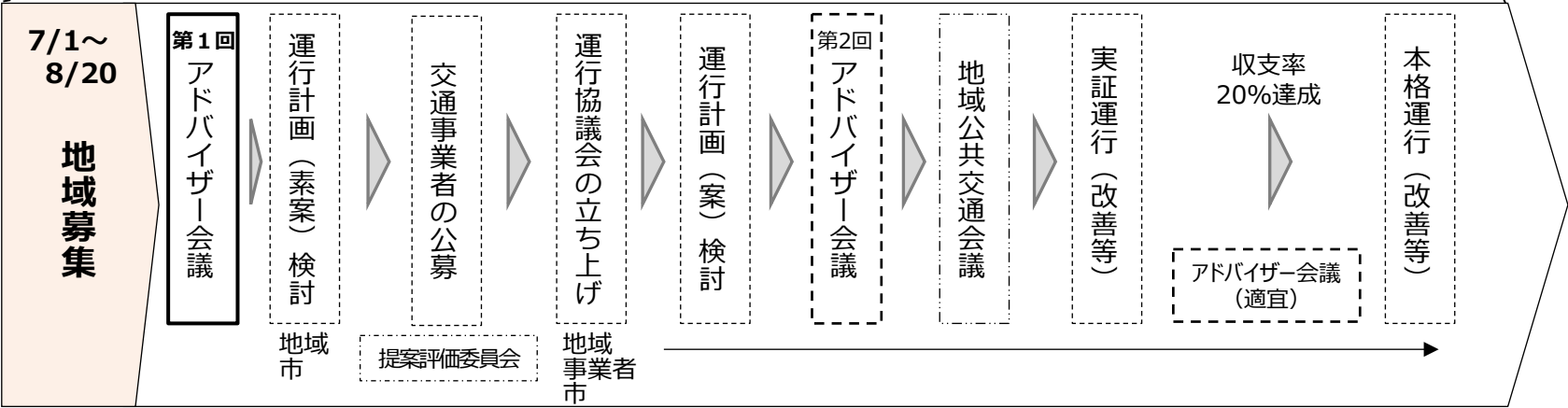
不便地対策（新支援制度）の取組み状況

- **新たな支援制度**にて、**公共交通不便地等を含む地域**において、市や交通事業者と**共働で取り組む地域を募集**（7/1～8/20）。
- 応募された地域と取り組むエリアや交通手段、運行計画などの検討を行い、**交通事業者の公募**を経て、三者で**運行協議会を立ち上げ**、詳細な運行計画や利用促進策を検討するなど、**令和8年度からの順次、運行開始を目指し**取組みを進めていく。

〈スケジュール予定〉



〈取組みの流れ〉



- ※ 取組状況などについて、適宜、本会議（福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議）に報告・協議を行う
- ※ 交通事業者の公募にあたっては、「福岡市生活交通確保に係る事業提案評価委員会」を設置し、事業提案等に意見・評価を行う
- ※ 取組状況や運行計画などについて、適宜、福岡市地域公共交通会議（国、地域・バス・タクシー事業者代表等で構成）にて報告・協議を行う